

令和 6(2024) 年度事業報告

1 はじめに

当財団は一般財団法人へ移行して 12 年目となり、「認定個人情報保護団体」業務と「プライバシーマーク指定審査機関」業務を通じて、放送分野等における個人情報の適正な取扱いと利活用の推進、そして放送界、ひいてはデジタル社会の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与して参りました。

(1) 個人情報保護法の定める「認定個人情報保護団体」としての認定業務は 20 年目を迎えました。

令和 6 年度末での個人情報保護センターの対象事業者は、有料衛星放送事業者 51 社、無料衛星放送事業者 7 社、ケーブルテレビ事業者 200 社、地上放送等事業者 131 社で、合計 389 社となりました。

有料衛星放送事業者、無料衛星放送事業者に変動はなく、ケーブルテレビ事業者は新規登録 6 社/登録抹消 3 社の 3 社増加、地上放送等事業者は新規登録 3 社となり、合計では 6 社の増加でした。

令和 6 年度も法令、ガイドラインや当財団指針等に基づく運用について、対象事業者が的確に行えるように漏えい事案等の発生防止に努めるとともに、個人情報保護法やプライバシー保護に関する動向の収集・把握・周知に努めました。

苦情・相談については、個人受案件数は 10 件、対象事業者からは 15 件、漏えい等事案件数は 34 件（うち法定の報告対象 10 件）でした。

(2) プライバシーマーク指定審査機関としての業務は 18 年目を迎えました。

令和 6 年度末でのプライバシーマーク付与認定事業者数は、前年度と同じ 263 社でした。

2 実施事業の内容

(1) 認定個人情報保護団体業務

個人情報保護法、放送分野ガイドラインおよび認定団体指針等に則って、個人情報の取扱いが適切に行われるよう、対象事業者への情報提供/理解増進/啓発および個人・対象事業者からの苦情相談対応などに努めるとともに、社会における視聴者パーソナルデータ利用に関する信頼性維持や理解増進が図られ、利活用が推進されるよう、関係機関・団体および対象事業者と協力して活動して参りました。

ア 対象事業者への情報提供

- ・ 対象事業者における個人情報保護法、総務省ガイドラインおよび認定団体指針等の理解とこれらに沿った取組に資するべく計 30 回のお知らせメールを配信し、加えて、ホームページの掲載情報を 58 回更新するなどの取組を推進しました。
- ・ 対象事業者に対する情報提供の推進のために開始した「SARC ウェビナー」については、今年度は、昨今、個人情報保護分野を巡り課題となっているタイムリーなテーマについてわかりやすく説明する 4 本の動画を作製し配信しました。
 - ・ 対象事業者とのコミュニケーションを強化するため、オンラインによる対象事業者連絡会を開催し、更にリアルな場も活用した意見交換会等を積極的に推進しました。
- ・ ケーブルテレビ事業者に対しては年間 8 回の全国各地での会議等に参加し、SARC の活動状況、個人情報保護のポイントなどを説明しました。
- ・ 民放連「視聴データの周知広報と利活用に関するフォーラム」にて、SARC 活動の説明・周知を実施しました。

イ 苦情／相談および漏えい事案等への対応

- ・ 複雑化するデータ利活用に関わる個人・事業者からの苦情・相談および深刻化するサイバー空間上のリスクの中での漏えい事案などに対し、個人情報保護委員会事務局、総務省等との連携および、助言を仰ぎながら適切に対応しました。また、定期的に顧問弁護士との打合せを行い対応の確認をしています。
- ・ 個人情報保護/プライバシー保護に関わる個人情報保護委員会事務局、JIPDEC、業界団体等が主催するセミナー等を積極的に受講し、知見を深めました。また、担当職員全員が「個人情報保護士」に合格しています。

ウ 放送分野ガイドライン/業界自主ルール策定への寄与等

- ・ 「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」（フェーズ 9）を 2 回開催し、「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス (Ver2.4)」を取りまとめ、SARC ホームページの一般公開ページに公表するとともに、対象事業者にメールで周知しました。
また、視聴データの収集や利用の停止等に関する認知度の調査を実施し、同協議会において放送関係者の様々な周知・告知の取組の成果を確認しました。
- ・ 総務省「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会（第 8 回）」で、「オプトアウト型の視聴者非特定視聴履歴の周知告知の在り方に関する検討状況」を報告しました。

また、総務省「視聴データの取扱いに関するアドバイザリーボード」にオブザーバーとして参加しました。

- ・ 個人情報保護委員会が現在検討を進めている、いわゆる「個人情報保護法の3年ごとの見直し」について、同委員会事務局主催の「3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する認定団体向け説明会、認定個人情報保護団体および対象事業者向け合同連絡会などに参加しつつ、動向を収集・把握し、対象事業者への情報提供などを行いました。

(2) プライバシーマーク指定審査機関業務

ア プライバシーマーク取得促進

- ・ コンサルタントと連携して今年度は14件の新規の認定の付与を行うことができました。また、他の審査機関においてプライバシーマークを取得した放送関連事業者等のSARCへの審査機関移管件数は6件でした。

イ プライバシーマーク審査の実施

- ・ 個人情報保護マネジメントシステムの基準である日本産業規格「JIS Q 15001:2017」が令和5年9月に「JIS Q 15001:2023」に改正され、この改正されたJIS規格に沿った審査基準「構築・運用指針(改訂版)」に基づく審査を令和6年10月から開始しました。

ウ プライバシーマーク審査体制の強化

- ・ 新規申請、更新申請や他の審査機関からの移管に円滑かつ的確に対応すべく、運営事務局員の補充や審査員の増員を行いました。
- ・ 審査業務の安全管理措置の強化を図るため、契約審査員にPC及び現地審査用のタブレット端末を貸与しました。

3 法人運営関係

(1) 理事会の開催

	開催日	議題
第1回	令和6年6月5日	① 令和5年度事業報告・決算報告 ② 令和5年度公益目的支出計画実施報告 ③ 令和6年度定時評議員会の招集 ④ 個人情報保護センター管理運営委員会委員の交代
第2回	令和6年6月21日	① 理事長の選定

第3回	令和6年10月7日～ 10月17日	① みなし決議による第2回評議員会の招集 ② 監事候補の推薦 ③ 理事候補の推薦
第4回	令和7年3月18日	① 令和7(2025)年度事業計画 ② 令和7(2025)年度収支予算

(2) 評議員会の開催

	開催日	議題
定時 評議員会	令和6年6月21日	① 令和5(2023)年度事業報告・決算報告 ② 令和5(2023)年度公益目的支出計画実施報告 ③ 評議員、理事及び監事の選任
第2回	令和6年10月21日～ 11月1日	① 監事の選任 ② 理事の選任

(3) 理事長の交代

令和6年6月21日付けで今林顯一理事が辞任し、同日開催された第2回理事会において安藤友裕理事が理事長に選定されました。

(4) 役員・評議員の異動

令和6年度における役員・評議員の異動は、次のとおりである。

決議日	事由	役員	評議員
令和6年6月21日 定時評議員会	辞任	(理事) 今林 顯一 岡本 光正 (監事) 笹尾 敬子	竹田 光宏 山本 均 松谷 浩一
	就任	(理事) 安藤 友裕 井川 泉 (監事) 江頭 孝之	上野 忠之 尾上 純一 久保 勲
令和6年10月21日～ 11月1日 第2回評議員会(書面)	辞任	(理事) 弘津 健一 (監事) 森山 繁樹	
	就任	(理事) 屋久倫太郎 (監事) 野口 周一	

(5) 有料賛助会員の状況(令和7年3月31日現在)

令和6年度の有料賛助会員の状況は、次のとおりです。

認定個人情報保護団体業務の特別賛助会員として22法人*、一般賛助会員は6法人となっています。

*なお、この特別賛助会員22法人の中の一法人、㈱ジャパネットブロードキャスティングは令和7年3月31日をもって特別賛助会員を退会しました。

(6) その他

- ・ サイバー空間上のリスクに対応した当財団内のネットワークセキュリティ設備の更新を行いました。
- ・ 各種技術の進展、取り巻く状況変化に対応した生成AI活用ガイドラインの制定や個人情報保護に関する基本方針の改定、PMS規程の改定などを行いました。
- ・ 昨今の社会経済を巡る動向、金融政策の動向の中で、当財団の将来を的確に運営していく上で求められる財団運営基盤の確保に向けた取組の一環として、効率の良い資金運用に取り組みました。

以上